

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険)

事業者	株式会社Mc&W
事業所	訪問看護ステーションなごみ
利用者氏名	

重要事項説明書

<令和8年6月1日>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社Mc & W
代 表 者 名	いのうえ 井上 たくや 拓弥
所在地	京都府京都市伏見区向島津田町102番地 第2長栄マンション104号
電話	075-644-5745
FAX	075-644-5746

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションなごみ
所在地	和歌山県和歌山市布施屋603-1ベルハウス布施屋Ⅱ 205号室
電話	073-488-6566
FAX	073-488-6576
事業所番号	3060191255
管理者の氏名	木村 友美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	1	0	0	0	管理業務
看護職員(看護師)	2	2	0	0	0	看護業務
看護職員(准看護師)	0	0	0	0	0	
理学療法士	3	0	1	2	0	リハビリ業務
作業療法士	0	0	0	0	0	
事務職員等	1	1	0	0	0	事務業務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	和歌山市、岩出市 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください
------------	------------------------------------

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～土曜日（日曜・12月31日から1月2日を除く）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供日	月曜日から土曜日までとする
サービス提供時間	8：30～17：30

※ 営業しない日：日曜日・12月31日～1月2日

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画（注1）に基づき、訪問看護を提供します。 <具体的な訪問看護の内容> ① 病状・症状の観察 ② 清拭・洗髪・入浴などによる清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテルなどの管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

（注1）訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

■利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

お支払方法は、「引落」、「現金払い」の中からご契約の際にお選びいただきます。

5 事業所の特色等

（１） 事業の目的

介護が必要な方に対する生活の質を重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援する。そして、住み慣れた地域社会での生活や療養ができるようにしていくことを目的とする。

（２） 運営方針

ステーションの看護職員は、要介護者と要介護者を支援するご家族様の心身の特性を踏まえ、日常生活動作の維持、回復を図り、在宅療養が継続する上で生活の質を向上できるように支援いたします。

また、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービス連携を図ることで、社会的参加などもご援助できるよう努めます。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

（１）相談苦情窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者：木村 友美 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30 電話番号：073-488-6566
和歌山市 介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：073-435-1190

岩出市 介護福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0736-62-2141
----------------------	---

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 虐待防止措置（高齢者含む）

（１）事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等・高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 身体拘束廃止措置

身体拘束等当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医師が判断し、身体拘束及びその他の入所者様の行動を制限する行為を行うことがあります。

その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族に説明し、同意を得た上で訪問記録に記載することとします。

12 業務継続計画の策定等

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業者は、訪問看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 サービス利用に当たっての留意事項

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) ほかの利用者様に生命にかかわる緊急事態が生じた場合は、ご利用者様に連絡の上、時間変更をお願いすることがあります。ご了承ください。

(3) 看護職や理学療法士等の個人指名や性別の指定は原則できません。

(4) 長期の利用停止の場合は（旅行や、ご家族様都合など）できるだけ早い時点での連絡をお願いいたします。

(5) 長期の利用停止後に再度サービスをご利用される場合は、ほかのご利用者様のサービス提供の都合上、元の日時、曜日でのご利用をお断りさせていただくことがございます。その場合は可能な限りご希望日時でのサービス提供をお伺いできるように調整をさせていただきますのでご了承ください。

(6) 事務所や業務用携帯に通常の業務範囲内での連絡や、生命にかかわる緊急の連絡以外の執拗な連絡はお控えください。（例といたしまして、1日に10回を超える同じ内容の確認電話や、強制的な契約内容の変更を要望する電話、毎回訪問終了直後に事務所に伝え忘れたことがあるなどの電話連絡があるなどです。他の利用者様の訪問サービスを提供する時間になりますので、予定訪問時間内でのサービス利用にご協力をお願いいたします。）緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算制度運用上で適切な範囲の相談事項、緊急連絡などは対応させていただきます。

(7) ご利用者様のショートステイ利用時、入院時、外来付き添い、送迎などのサービスや荷物の準備や持ち込みの手伝いなどそれらにまつわるサービスは行うことはできません。

(8) 関係機関利用や日常生活関係の保証人、連帯保証人、身元引受人などの書類への署名や代理署名を行うことはできません。

(9) ご利用者様の病状説明を本人や家族の代わりに受けることはできません。それに伴う書類への署名や代理署名行為を一切行うことはできません。
(一時的なものを含む)

※上記に該当する行為を強制的に行わせようとさせる事項が認められた場合には即時に訪問看護サービスに関する契約を解除させていただきます。

以上

【別紙 1】介護保険（予防含む）訪問看護料金について

訪問看護サービス料金表

令和 8 年 6 月 1 日より適用

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 1 単位：10.42 円）

サービス提供時間		単位	利用料金 1割負担	利用料金 2割負担	利用料金 3割負担
看護師 による 場合	20分未満	314単位	328円	655円	982円
	20分以上 30分未満	471単位	491円	982円	1473円
	30分以上 1時間未満	823単位	858円	1715円	2573円
	1 時間以上 1 時間30分未満	1128単位	1176円	2351円	3526円
理学療法士等 による 場合	所要時間20分	294単位	307円	613円	919円
	所要時間40分	588単位	613円	1226円	1839円
	所要時間1時間	795単位	829円	1657円	2485円

※負担割合によって金額が異なります。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※准看護師による訪問の場合は、看護師による訪問 90%となります。

■減算

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
理学療法士等の訪問における基本報酬減算	次に掲げる基準のいずれかに該当する場合 ・当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。 ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。	8 単位

■訪問看護加算項目（地域区分 1 単位：10.42 円）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料金 1割負担	利用料金 2割負担	利用料金 3割負担
初回加算（Ⅰ）	350単位	365円	730円	1095円
初回加算（Ⅱ）	300単位	313円	626円	938円
専門管理加算	250単位	261円	521円	782円
退院時共同指導加算	600単位	626円	1251円	1876円
長時間訪問看護加算	300単位	313円	626円	938円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	521円	1042円	1563円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	261円	521円	782円
口腔連携強化加算	50単位	53円	105円	157円
ターミナルケア加算	2500単位	2605円	5210円	7815円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	626円	1251円	1876円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	599円	1197円	1795円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） ※2人の看護師が同時訪問	254単位	265円	530円	794円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） ※2人の看護師が同時訪問	402単位	419円	838円	1257円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） ※看護師等と看護補助者が同時に訪問	201単位	210円	419円	629円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） ※看護師等と看護補助者が同時に訪問	317単位	331円	661円	991円
夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します			
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します			
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位	574円	1147円	1720円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位	209円	417円	626円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位	7円	13円	19円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	3単位	4円	6円	9円
介護職員等処遇改善加算	所定単位に1月につき1.8%加算します			

■その他の費用

項 目	利用料	内容
① 交通費	500 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満
	1000 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上
② キャンセル料 (四捨五入)	利用料の 半額	サービスの利用をキャンセルされる場合、前日の 15 時までにご連絡がなく、キャンセルの申し出を受けた場合は、キャンセル料を頂きます。
※ただし、利用者の生命にかかわる病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 死後処置料及び エンゼルセット代	20,000 円 及び 実費分	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置が行われた場合に、死後処置料及び処置に使用するエンゼルセット（死後処置セット）代の実費分を頂きます。
④ サービス提供に当り 必要となる利用者の 居宅で使用する電気、 ガス、水道の費用	実費分	利用者の別途負担となります。

予防訪問看護サービス料金表

令和 8 年 6 月 1 日より適用

■介護予防訪問看護（地域区分 1 単位：10.42 円）

サービス提供時間		単位	1割負担	2割負担	3割負担
看護師 による 場合	20分未満	303単位	316円	632円	948円
	20分以上 30分未満	451単位	470円	940円	1410円
	30分以上 1時間未満	794単位	828円	1655円	2482円
	1時間以上 1時間30分未満	1090単位	1136円	2272円	3408円
理学療法士 による場合	所要時間20分	284単位	296円	592円	888円
	所要時間40分	568単位	592円	1184円	1776円
	所要時間1時間	426単位	444円	888円	1332円

※ 負担割合によって金額が異なります。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※ 准看護師による訪問の場合は、看護師による訪問 90%となります。

■減算

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
理学療法士等の訪問における基本報酬減算	次に掲げる基準のいずれかに該当する場合 ・当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。 ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。	8 単位
長期利用減算	利用を開始した日の属する月から起算して12 月を超えた期間に理学療法士等がサービスを提供する場合	15 単位

■介護予防訪問看護加算項目（地域区分 1単位：10.42円）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	単位	利用料金 1割負担	利用料金 2割負担	利用料金 3割負担
初回加算（Ⅰ）	350単位	365円	730円	1095円
初回加算（Ⅱ）	300単位	313円	626円	938円
専門管理加算	250単位	261円	521円	782円
退院時共同指導加算	600単位	626円	1251円	1876円
長時間訪問看護加算	300単位	313円	626円	938円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	521円	1042円	1563円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	261円	521円	782円
口腔連携強化加算	50単位	53円	105円	157円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	626円	1251円	1876円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	599円	1197円	1795円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） ※2人の看護師が同時訪問	254単位	265円	530円	794円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） ※2人の看護師が同時訪問	402単位	419円	838円	1257円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） ※看護師等と看護補助者が同時に訪問	201単位	210円	419円	629円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） ※看護師等と看護補助者が同時に訪問	317単位	331円	661円	991円
夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します			
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します			
看護体制強化加算	100単位	105円	209円	313円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位	4円	7円	9円
介護職員等処遇改善加算	所定単位に1月につき1.8%加算します			

■その他の費用

項 目	利用料	内容
① 交通費	500 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満
	1,000 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上
② キャンセル料 (四捨五入)	利用料の 半額	サービスの利用をキャンセルされる場合、前日の 15 時までにご連絡がなく、キャンセルの申し出を受けた場合は、キャンセル料を頂きます。
※ただし、利用者の生命にかかわる病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 死後処置料及び エンゼルセット代	20,000 円 及び 実費分	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置が行われた場合に、死後処置料及び処置に使用するエンゼルセット（死後処置セット）代の実費分を頂きます。
④ サービス提供に当り 必要となる利用者の 居宅で使用する電気、 ガス、水道の費用	実費分	利用者の別途負担となります。

※キャンセルについての追記（休日・年末年始について）

事業所休日、年末年始（日曜日・12 月 31 日～1 月 2 日）は休日の前日 15 時までに連絡をお願いいたします。それ以降は通常通りのキャンセル料をお支払いいただきます。

訪問予定日内での訪問スケジュール変更が可能な場合キャンセル料は発生しませんが、当日の看護師のスケジュール変更が不可能な場合は利用者様都合でのキャンセル扱いとなります。（別日に変更も当日分はキャンセル扱いさせていただきます）

以下余白

別紙 2 医療保険（精神科訪問看護含む）料金について

医療保険（精神科含む）による訪問看護サービスの説明

令和 8 年 6 月 1 日より適用

【医療保険制度等による訪問看護サービスの利用料】

ア 訪問看護基本療養費、イ 訪問看護管理療養費、ウ 訪問看護情報提供療養費、エ 訪問看護ターミナルケア療養費、オ ベースアップ評価料、カ 訪問看護物価対応料、キ 訪問看護遠隔診療補助料、ク 各種加算、ケ その他費用の合計額となります。

項 目				利用料（円／回）
ア	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日目まで		5,550
		週 4 日目以降		6,550
		悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師		12,850（月 1 回）
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週 3 日目 まで	同一日 2 人	5,550
			同一日 3 人以上 9 人以下	2,780
		週 4 日目 以降	同一日 2 人	6,550
			同一日 3 人以上 9 人以下	3,280
		悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師		12,850（月 1 回）
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）			8,500
イ	機能強化型訪問看護管理療養費 1		月の初日の訪問	13,760
	機能強化型訪問看護管理療養費 2			10,460
	機能強化型訪問看護管理療養費 3			9,030
	機能強化型訪問看護管理療養費 4			9,030
	訪問看護管理療養費 1～4 以外			7,710
	訪問看護管理療養費		月の 2 日目以降	3,010
ウ	訪問看護情報提供療養費 1（月 1 回まで）			1,500
	訪問看護情報提供療養費 2（月 1 回まで）			1,500

	訪問看護情報提供療養費 3（月 1 回まで）		1,500	
エ	訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000	
	訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000	
オ	ベースアップ評価料（Ⅰ）（月額）		1,830	
カ	訪問看護物価対応料 1	月の初日	60 円	
		月の 2 日目以降	20 円	
キ	訪問看護遠隔診療補助料（1 日につき）		2,650	
ク	24 時間対応体制加算イ（月額）		6,800	
	24 時間対応体制加算ロ（月額）		6,520	
	特別管理加算（月額）		5,000	
	上記以外の特別管理加算（月額）		2,500	
	退院時共同指導加算		8,000	
	特別管理指導加算		2,000	
	退院支援指導加算		6,000	
	退院支援指導加算（長時間）		8,400	
	在宅患者連携指導加算(月 1 回まで)		3,000	
	在宅患者緊急時カンファレンス加算(月 2 回まで)		2,000	
	緊急訪問看護加算（14 日目まで）		2,650	
	緊急訪問看護加算（15 日目以降）		2,000	
	難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回	同一建物 2 人以下	4,500
			同一建物 3 人以上（9 人以下）	4,000
1 日に 3 回以上		同一建物 2 人以下	8,000	
		同一建物 3 人以上（9 人以下）	7,200	

複数名 訪問看護加算	看護師	看護師	同一建物 2 人以下	4, 500	
		看護補助者		3, 000	
		看護師	同一建物 3 人以上 (9 人以下)	4, 000	
				看護補助者	2, 700
	看護 補助者	1 回/日	同一建物 2 人以下	3, 000	
			同一建物 3 人以上 9 人以下	2, 700	
		2 回/日	同一建物 2 人以下	6, 000	
			同一建物 3 人以上 9 人以下	5, 400	
		3 回以上 /日	同一建物 2 人以下	10, 000	
			同一建物 3 人以上	9, 000	
	長時間訪問看護加算				5, 200
	早朝・夜間加算 (6 - 8 時・18 - 22 時)				2, 100
深夜加算 (22 - 6 時)				4, 200	
訪問看護医療 D X 情報活用加算 (月額)				50	
訪問看護医療情報連携加算 (月額)				1, 000	

※准看護師が訪問した場合 90%減算

ケ、その他の費用について

項 目	利用料	内容
① 交通費	500 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満
	1,000 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上
② キャンセル料	3,000 円	サービスの利用をキャンセルされる場合、前日の 15 時までにご連絡がなく、キャンセルの申し出を受けた場合は、キャンセル料を頂きます。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 死後処置料及びエンゼルセット代	20,000 円 及び 実費分	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置が行われた場合に、死後処置料及び処置に使用するエンゼルセット（死後処置セット）代の実費分を頂きます。
④ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	実費分	利用者の別途負担となります。

【精神科訪問看護サービス利用料】

精神科訪問看護サービスによる訪問看護サービスの利用料は、
 ア 精神科訪問看護基本療養費、イ 訪問看護管理療養費、ウ、訪問看護情報提供療養費、
 エ 訪問看護ターミナルケア療養費、オ訪問看護ベースアップ評価料、カ 訪問看護物価対
 応料、キ 訪問看護遠隔診療補助料、ク 各種加算、ケ その他の費用の合計額となりま
 す。

項 目				利用料（円／回）
ア	精神科訪問看護 基本療養費（Ⅰ）	週 3 日目まで		5,550
		週 4 日目以降		6,550
	精神科訪問看護 基本療養費（Ⅲ）	週 3 日目まで	同一日 2 人	5,550
			同一日 3 人以上 9 人以下	2,780
		週 4 日目以降	同一日 2 人	6,550
			同一日 3 人以上 9 人以下	3,280
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）			8,500
イ	機能強化型訪問看護管理療養費 1		月の初日	13,760
	機能強化型訪問看護管理療養費 2			10,460
	機能強化型訪問看護管理療養費 3			9,030
	機能強化型訪問看護管理療養費 4			9,030
	訪問看護管理療養費 1～4 以外			7,710
	訪問看護管理療養費		月の 2 日目以降	3,010
ウ	訪問看護情報提供療養費 1（月 1 回まで）			1,500
	訪問看護情報提供療養費 2（月 1 回まで）			1,500
	訪問看護情報提供療養費 3（月 1 回まで）			1,500
エ	訪問看護ターミナルケア療養費 1			25,000
	訪問看護ターミナルケア療養費 2			10,000
オ	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月額）			1,830

カ	訪問看護物価対応料 1		月の初日	60
			月の 2 日目以降	20
キ	訪問看護遠隔診療補助料 (1 日につき)			2,650
ク	24 時間対応体制加算イ (月額)			6,800
	24 時間対応体制加算ロ (月額)			6,520
	特別管理加算 (月額)			5,000
	上記以外の特別管理加算 (月額)			2,500
	退院時共同指導加算			8,000
	特別管理指導加算			2,000
	退院支援指導加算			6,000
	退院支援指導加算 (長時間)			8,400
	在宅患者連携指導加算(月 1 回まで)			3,000
	在宅患者緊急時カンファレンス加算(月 2 回まで)			2,000
	精神科緊急訪問看護加算 (14 日目まで)			2,650
	精神科緊急訪問看護加算 (15 日目まで)			2,000
	精神科複数回 訪問加算	1 日に 2 回	同一建物 2 人	4,500
			同一建物 3 人以上 (9 人以下)	4,000
		1 日 3 回以上	同一建物 2 人	8,000
			同一建物 3 人以上 (9 人以下)	7,200
	複数名精神科 訪問看護加算	1 回/日	同一建物 2 人	4,500
			同一建物 3 人以上 (9 人以下)	4,000
		2 回/日	同一建物 2 人	9,000
			同一建物 3 人以上 (9 人以下)	8,100
		3 回/日	同一建物 2 人	14,500
			同一建物 3 人以上 (9 人以下)	13,000

		看護補助者	1 回/週	同一建物 2 人	3, 000
				同一建物 3 人以上（9 人以下）	2, 700
	長時間精神科訪問看護加算				5, 200
	精神科重症患者支援管理連携加算イ（月額）				8, 400
	精神科重症患者支援管理連携加算ロ（月額）				5, 800
	看護・介護職員連携強化加算（月 1 回まで）				2, 500
	早朝・夜間加算（6 - 8 時・18 - 22 時）				2, 100
	深夜加算（22 - 6 時）				4, 200
	訪問看護医療 D X 情報活用加算（月額）				50
	訪問看護医療情報連携加算（月額）				1, 000

※准看護師が訪問した場合 90%減算

ケ、その他の費用について

項 目	利用料	内容
① 交通費	500 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満
	1000 円	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上
② キャンセル料	3,000 円	サービスの利用をキャンセルされる場合、前日の 15 時までにご連絡がなく、キャンセルの申し出を受けた場合は、キャンセル料を頂きます。
※ただし、利用者の生命にかかわる病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 死後処置料及びエンゼルセット代	20,000 円 及び 実費分	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置が行われた場合に、死後処置料及び処置に使用するエンゼルセット（死後処置セット）代の実費分を頂きます。
④ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	実費分	利用者の別途負担となります。

医療保険訪問看護（精神科含む）共通の留意事項

1. 医師の指示に基づいたサービスを提供いたします。
2. 基本的には週 3 日までの支援となります。国に定められた疾病や特別訪問看護指示書が出されている期間のみ、3 日を超えてサービス提供をさせていただきます。
3. 在宅訪問サービスのため自宅外の支援は国のルール上行うことができません。
4. 週 4 日目以降は看護師の支援の場合は国に定められたルール通り 1000 円加算された金額（料金表には加算済みのものを表記しております）を請求させていただきます。（精神科訪問看護の場合は作業療法士も看護師と同等）
5. その他加算や訪問回数などのご利用者様、ご家族様の同意をいただいたうえで算定させていただきます。
6. 緊急訪問看護は国から定められたルールの上加算算定させていただきます。
7. 医療保険、精神科訪問看護に関しては別途交通費をいただきますのでご了承ください。金額は介護保険の訪問看護サービスの営業区域外のものと同等の金額をご請求させていただきます。
8. 事業所休日、年末年始（日曜日・12 月 31 日～1 月 2 日）は休日の前日 15 時までに連絡をお願いいたします。それ以降は通常通りのキャンセル料をお支払いいただきます。

訪問予定日内での訪問スケジュール変更が可能な場合キャンセル料は発生しませんが、当日の看護師のスケジュール変更が不可能な場合は利用者様都合でのキャンセル扱いとなります。（別日に変更も当日分はキャンセル扱いとなります）
9. キャンセル料の計算はキャンセル当日の基訪問看護基本療養費（精神科）・訪問看護管理療養費（初日、2 日目以降の該当する金額）を合計したものが基準となります。

【相談窓口】

当事業所 相談窓口	窓口責任者：木村 友美 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30 電話番号：073-488-6566
和歌山県国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日：9時～17時00分 電話番号：073-427-4666

【料金の支払いについて】

医療保険、公費、その他制度適用の場合は、利用者様の負担割合に応じた負担額となります。

なお、医療保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接医療保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

また料金のお支払いに関わる公費適用にあたりまして、国、各都道府県、市町村などのルールに基づき各証書の確認、上限管理表、更新書類一式などをご確認させていただくことがあります。

【オンライン請求・オンライン資格確認について】

1. 当事業所ではオンライン請求、オンライン資格確認を行います。それに伴い、必要に応じてご利用者様にマイナンバーやそれに準ずる書類の提示を求めることがあります。国から認められている支援事業者(ネット回線やそれに準ずる事業者)による情報の確認を行うことがあります。

1の体制に関する事項及び質の高い訪問看護サービスを実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護サービスの提供を行います。

以下余白

緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算の同意書

下記の説明を受け、24 時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、24 時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について、当該訪問看護ステーションの保健師又は看護師以外の職員でも 24 時間連絡体制の電話を担当することに同意します。

- ア 看護師等以外の職員が緊急電話対応をする連絡体制及び相談方法についてのマニュアルが整備されていることの説明を受けました。
- イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていることの説明を受けました。
- ウ 看護師等以外の職員が相談を受ける時の勤務体制及び勤務状況を明らかにして適切な労働管理をしていることの説明を受けました。
- エ 看護師職員以外の職員が緊急連絡を受けた場合は、保健師又は看護師に報告をし、その内容を看護職員が記録することの説明を受けました。

私は、訪問看護サービスの提供を受けるにあたり貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は訪問看護を利用するため、緊急時訪問看護加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）（医療保険対象時は 24 時間対応体制加算（イ）及び（ロ））を算定することに同意します。

主治医が必要と判断した期間（特別訪問看護指示書の期間）は医療保険サービスに変更されることに同意します。

上記の緊急に関する加算の説明を受けました。緊急時対応体制加算・24 時間対応体制加算を（加算の同意の取り下げを希望された方は明細書で請求金額をご確認下さい）

☐同意します。

☐同意しません。

以上

その他各種加算の同意

介護保険・医療保険ともに、利用者様の状態やご希望に応じ、別紙 1、別紙 2 に記載の加算項目を算定させていただきます。各種加算の項目は状態の変化がみられる際には追加・変更となる場合がございますので、事前にご連絡させていただきます。

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項及び加算内容の説明を受け、必要な加算について算定することに同意の上、本書面を受領しました。（代理署名では利用者本人欄・代理人欄の双方を代理人が記載をしてください。）

令和 8 年 月 日

利用者本人 住 所 〒

氏 名

（署名・法定）代理人 住 所 〒

氏 名 (続柄)

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所 (同居の場合は同上で可)	〒
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 〒649-6321 和歌山県和歌山市布施屋 603-1
ベルハウス布施屋Ⅱ205号室

事業者名 株式会社 Mc&W
事業所名 訪問看護ステーションなごみ
事業所番号 3060191255
代表者名 井上 拓弥 印
職 名 管理者
氏 名 木村 友美

説明者